

公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年10月

1 施設の概要

① 施設名称	障害者生活支援センター（こら〜れ）	
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター	
③ 担当課名	保健管理課	
④ 開設年月日	平成13年10月1日 ※旧御津地区保健福祉センター（昭和48年建設）	
⑤ 所在地	岡山市北区建部町福渡834-2	
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	910.36㎡ (461.48㎡は、県からの貸付)
	構造／延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造2階建 522.0㎡ (センター) コンクリートブロック造 89.44㎡ (倉庫)
	建設費(単位:千円)	県施設(旧御津地区保健福祉センター)を無償譲渡
	施設内容	相談室・静養室・交流室・調理室・作業室・談話室・浴室等

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 障害者総合支援法第77条1項第9号
② 設置条例	[条例名] 岡山市障害者生活支援センター条例
③ 条例に規定された設置目的	障害者及び障害児の相談に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに地域交流活動等を行うことにより、障害者の日常生活又は社会生活に必要な支援の充実及び社会との交流の促進を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	障害者の生活相談支援対応、障害者の日中活動の場の提供、地域交流活動、就労支援、障害福祉に関わる地域のネットワーク作り
⑤ 設置目的等の達成状況	<ul style="list-style-type: none">生活相談に対応しつつ、障害福祉サービスに繋げることで生活環境を整え、地域生活が可能になったケースや、就労支援をすることで自立生活が可能になったケースなど、障害者の地域における日常生活の安定・充実、病気の再発予防等につながっている。地域に相談支援施設が存在することで、日常生活上のトラブルに対して迅速な対応がしやすく、障害者が地域生活を持続していくために重要な役割を担っている。地域に密着した運営をすることで、地元組織や福祉関係機関との連携が図れ、障害に関する啓発や障害福祉基盤の強化が図られている。障害者自立支援協議会事業を通じて北区エリアの障害福祉関係機関の連携・事業強化が図られている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月曜～金曜 祝日・年末年始(12/29～1/3)は休館			
③ 開館時間	9:00～17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	2,556人		
	令和4年度	2,250人		
	令和5年度	2,069人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	外壁(屋根底部分)塗装補修			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	11,250	4,850	5,578	7,226	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	手数料	181	177	181	180	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		11,432	5,028	5,760	7,407	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	18,000	18,000	18,000	18,000
		補助金等	0	0	0	0
	小計		18,000	18,000	18,000	18,000
	直接経費	維持管理費	2,000	681	0	894
		光熱水費	0	0	0	0
	小計		2,000	681	0	894
支出合計		20,000	18,681	18,000	18,894	
収支差額		-8,568	-13,653	-12,240	-11,487	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	2	1	1
	指定管理料	18,000	18,000	18,000	18,000
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	45	80	42
収入合計		18,000	18,047	18,081	18,043
支出	管理運営費	18,000	16,778	18,622	17,800
	事業費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
支出合計		18,000	16,778	18,622	17,800
収支差額		0	1,269	-541	243

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁（屋根庇部分）塗装補修

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり	
	<p>・当該施設は、障害者の日常生活支援や日常的な相談への対応、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域交流活動等を行うことにより、障害者の社会復帰や自立を促進するため平成13年に設置。地方自治法による協定により吉備中央町民も利用している。</p> <p>・障害者の施設や病院から地域生活への移行を推進していく中で、支援の入り口となる相談支援体制（地域活動支援センターI型）の必要数確保が求められる。また、第7期岡山市障害福祉計画（R6～R8）では、本市の相談支援体制の継続が必要とされている。</p> <p>・現在、地域活動支援センターI型は市内に7施設があるが、北区北地域には本施設以外に同様の施設がなく、今後も地域性に合った相談支援を提供していくためには施設の存続が必要である。</p>	
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者	
	同種、同類のサービスを民間事業者等で行っており、地域の実情に即したサービスの充実やノウハウの活用、管理運営経費の縮減が期待できる。	
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募	
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)	